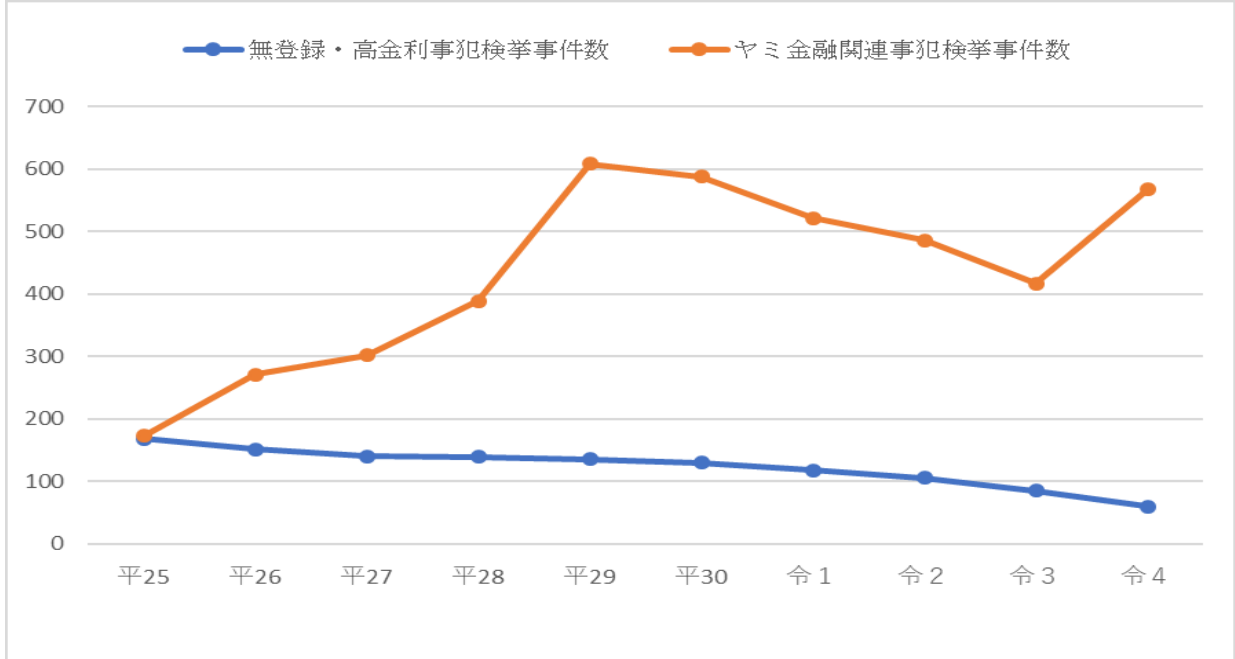


令和 5 年 6 月
警 察 庁

ヤミ金融事犯の検挙状況

1 検挙状況の推移



	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
検挙事件数	341	422	442	528	743	718	639	592	502	627
無登録・高金利事犯	168	151	140	139	135	130	118	106	85	60
ヤミ金融関連事犯	173	271	302	389	608	588	521	486	417	567
検挙人員	523	558	608	662	881	814	724	701	598	708
無登録・高金利事犯	337	258	267	257	236	207	191	197	167	128
ヤミ金融関連事犯	186	300	341	405	645	607	533	504	431	580
被害人員	31,049	16,885	20,946	24,231	13,044	14,469	10,529	17,417	117,689	35,298
被害額	150億 401万 円	97億 7,645 万円	160億 9,086万 円	131億 9,526万 円	91億 3,852万 円	35億 9,160万 円	67億 1,464万 円	43億 4,327万 円	94億 340万円	55億 4,724万 円

注1 「無登録・高金利事犯」とは、貸金業法違反（無登録営業）、出資法違反（高金利等）に係る事犯をいう。

注2 「ヤミ金融関連事犯」とは、貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯をいう。

2 主な検挙事例

- 先払い買い取り商法を偽装したヤミ金業者に対する貸金業法違反等事件(茨城)
無登録で貸金業を営む男らは、令和3年11月から令和4年7月までの間、インターネット上で、融資を申し込んできた全国の顧客約12,800人に対し、商品代金先払いでスマートフォンやゲーム機を買い取ったかのように偽装して金銭を

貸し付ける手法により、法定利息の約31倍から約140倍で金銭を貸し付け、返済は被疑者らが管理する法人名義口座に振込送金を受ける方法により、元利金合計約8億3,000万円を受領した。

令和4年1月、同男ら11人を貸金業法違反（無登録営業）、出資法違反（高金利受領等）で検挙した。

○ インターネット掲示板で勧誘を行った貸金業法違反等事件（神奈川）

飲食店経営の男は、令和2年1月から令和3年11月までの間、インターネット上の掲示板を集客媒体として融資の勧誘をし、融資を申し込んできた全国の顧客約50人に対し、法定利息の約11倍から約85倍で金銭を貸し付け、返済は被疑者が管理する他人名義の口座に振込送金させる等して、元利金合計約2,337万円を受領した。

令和4年11月までに、同男を貸金業法違反（無登録営業）、出資法違反（高金利受領等）で検挙した。

3 携帯電話対策の状況

(1) 契約者確認の求めを行った件数

	平30	令元	令02	令03	令04
契約者確認の求め	2,556	1,920	1,770	1,598	1,139

注 貸金業法違反または出資法違反に基づくものを計上している。

(2) ヤミ金融事犯に係るレンタル携帯電話の解約要請件数

	平30	令元	令02	令03	令04
解約要請件数	1,085	1,039	1,278	1,074	743

(3) 役務提供に関する情報提供

	平30	令元	令02	令03	令04
情報提供件数	1,234	707	227	467	100

4 金融機関への情報提供の状況

ヤミ金融事犯に使用された疑いのある口座の金融機関への情報提供件数

情報提供した時期	平30	令01	令02	令03	令04
口座凍結情報提供	15,289	11,390	10,203	9,066	9,009